

マイナンバーの預貯金口座付番の対応と留意点



牛島総合法律事務所弁護士 影島 広泰

平成30年1月1日から、マイナンバー（個人番号）の預貯金口座付番のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」という）および国税通則法等の改正法が施行される。本稿では、施行を前に、実務的な対応のポイントと留意点を確認する。

一 預貯金口座付番の法的整理

預貯金口座付番の対応を正確に行う前提として、預貯金口座付番の法律上の位置付けについて

て改めて整理する。これを理解しておけば、体制整備や窓口の対応で誤ることはないと考えられるからである。

1 マイナンバーを利用することができる場合とは

まず、マイナンバー法では、個人番号関係事務実施者（同法2条11項、13項）すなわち金融機関を含む民間企業は、同法9条3項が定める場合のみ、マイナンバー（個人番号）を利用することができる（注1）。

そこで、マイナンバー法9条3項を見ると、平成30年1

月1日改正より前の条文は以下のとおりである。

（利用範囲）

9条
3 健康保険法…（略）…第48条若しくは第197条第1項、…（略）…、所得税法…（略）…第225条から第228条の3の2まで、…（略）…その他の法令又は条例の規定により（傍線筆者。以下同様）、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要と

される他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

このように、健康保険法や所得税法等（注2）といった様々な法令または条例の規定により、他人のマイナンバーを利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度のみ、マイナンバーを利用できる、と定めているの

●TOPIC●
地域金融機関と
FinTechの活用

1 金融機関とFinTech関連企業の連携
における規制上の留意点

西村あさひ法律事務所 弁護士 有吉 尚哉
弁護士 谷澤 進

一 はじめに

「FinTech（フィンテック）」とは、「金融（finance）」と「技術（technology）」を合わせた造語であり、近年、FinTechのもと、多様な金融分野で、クラウドコンピューティング、AI、ビッグデータ、ブロックチェーンなどのITを活用した従来にはなかったサービスが考案され、実施されるようになってきている（注1）。既存の金融機関によるFinTechへの取組みも進んでおり、金融機関が独自にFinTechビジネスを構築・提供するだけでなく、FinTechによる金融サービスを顧客に提供する企業や、セキュリティやリサーチ・情報データベースなどFinTechビジネスの前提となるITサービスを提供する企業など、国内外のベンチャー企業を含むFinTech関連業務を営む企業との業務提携もしくは、そのような企業への出資を行う事例も増えてきている。

金融機関には業態ごとに銀行

法、金融商品取引法、保険業法、信託業法などの金融規制法が適用されるところ、FinTech関連企業と業務・資本提携を行うおうとする場合には、これらの法令に基づく金融規制に抵触しない態様で提携を行うことが必要となる。また、FinTechビジネスの中には、顧客（潜在的な顧客）に関する情報やビッグデータを活用してビジネスを展開しようとするものが少なくなく、FinTechにおける業務提携において、当事者双方の保有する情報の共同利用が重要な要素となることも想定されるが、その場合には、金融機関が保有する情報をFinTech関連企業に提供することが、情報管理規制に抵触しないか検討を要する。さらに、FinTechビジネスの中には、従来の法令が想定していない態様のものも多く、規制の適用関係が不明確な場合もあるが、金融機関の側のコンプライアンスとしても、提携を行うおうとするFinTech関連企業のビジネスが適法になされるものなの

か検証が求められるほか、ビジネス自体は適法になされるものであるとしても、情報管理、顧客保護、反社会的勢力対応等の体制に問題がないかどうかの確認も必要となる。このように、金融機関がFinTech関連企業と業務・資本提携を行うおうとする場合には、多様な観点から規制の適用関係について留意することが必要となる。

本稿では、銀行がFinTech関連企業との業務・資本提携を行う場合を念頭に、一般的に考慮すべき規制上の留意点・着眼点を整理する。

二 子会社保有規制・議決権保有規制

1 子会社保有規制

業務・資本提携の態様として、銀行がFinTech関連企業自身を子会社としたり、FinTech関連企業との合弁会社を設立し、子会社とすることが考えられる。もつとも、銀行は、金融関連分野を中心とする一定の範



マネー・ローンダリングおよび テロ資金供与対応最前線

第1回

金融庁によるモニタリングの現状と
金融機関に期待される態勢整備

弁護士法人 中央総合法律事務所 パートナー弁護士 國吉 雅男



くによし・まさお●2000年京都大学経済学部卒業、03年弁護士登録、弁護士法人中央総合法律事務所入所。11～13年金融庁監督局総務課出向（法令等遵守調査室を併任、12年3～6月監督局証券課を併任）。

2019年に予定されているFATF第4次対日相互審査に向けて、金融庁は、所管金融機関に対しマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネロン等」という）防止態勢の整備に向けた対応を促している。

従来、FATF審査では技術的遵守状況（TC：Technical Compliance）のみが審査の対象となっていたが、第4次審査では技術的遵守状況に加え、有効性（Effectiveness）も審査の対象となる。そのため、各金融機関は2018年中にリスクベースでの実質的・実効的なマネロン等防止態勢の整備を行うことが急務であるが、とりわけ地域金融機関における態勢の整備にはバラつきがあり、その不備が懸念されている。

そこで、本連載では、マネロン等の態勢整備の高度化を図るうえで重要と思われる点をピックアップして、解説を試みたい。

第1回である本稿では、まず金融庁によるモニタリングの現状と金融機関に求められる態勢整備について述べる。

なお、本稿の意見にわたる部分については筆者の個人的見解を示すものであり、筆者が現在所属する法人および過去に所属した組織・団体の意見・見解を表明するものではない。

一 FATF第4次対日相互審査

1 FATF第4次審査の特徴

冒頭で述べたとおり、これまでFATF審査では技術的遵守状況（TC：Technical Compliance）のみが審査の対象となっていたが、第4次審査では技術的遵守状況に加え、有効性（Effectiveness）も審査の対象となる。

技術的遵守状況とは、FATF勧告の内容に即して法令の整備がなされていること、すなわ